株式会社西日本シティ銀行

貯蓄預金規定

（2022 年 10 月 1 日以降、新規取扱中止）

１．預金の払戻し

(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しを行いません。

２．自動支払等

この預金口座からは、各種公共料金等の自動支払をすることはできません。なお、スウィングサービス契約による支払はこの限りではありません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金等の自動受取口座として指定することはできません。

３．利息

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この残高から除く。以下同じ。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として、当行の店頭に表示する残高に応じた毎日の利率によって計算のうえ、毎月当行所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢の変化その他の理由により変更することがあります。

４．規定の適用

この預金には、本規定のほか、「普通預金・貯蓄預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

（2024 年 7 月 5 日現在）